

(12) 主要国・機関における特許出願政府費用等一覧表

国 別		英 国	ド イ ツ	フ ラ ンス
経 費		2005. 1. 1	2002. 1. 1	2008. 5. 1
最	出願料	£30 (¥7,140)	紙 € 60 (¥9,780) 電子 € 50 (¥8,150)	紙 € 36 (¥5,868) 電子 € 26 (¥4,238)
	低	・調査料 £100 ・審査請求料 £70	・調査料 € 250 ・審査請求料 € 150 (すでに調査がされている場合) ・審査請求料 € 350 (調査がされていない場合)	出願料付加分 ・10項を超えるクレーム € 40 /1項 ・調査料 € 500 ・特許発行料 € 86
必	そ の 他			
要				
費				
用				
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする	出願した年を第1年目とする	出願した年を第1年目とする
	第1年			
	第2年			€ 36 (¥5,868)
	第3年		€ 70 (¥11,410)	€ 36 (¥5,868)
	第4年		€ 70 (¥11,410)	€ 36 (¥5,868)
	第5年	£50 (¥11,900)	€ 90 (¥14,670)	€ 36 (¥5,868)
	第6年	£70 (¥16,660)	€ 130 (¥21,190)	€ 72 (¥11,736)
	第7年	£90 (¥21,420)	€ 180 (¥29,340)	€ 92 (¥14,996)
	第8年	£110 (¥26,180)	€ 240 (¥39,120)	€ 130 (¥21,190)
	第9年	£130 (¥30,940)	€ 290 (¥47,270)	€ 170 (¥27,710)
	第10年	£150 (¥35,700)	€ 350 (¥57,050)	€ 210 (¥34,230)
	第11年	£170 (¥40,460)	€ 470 (¥76,610)	€ 250 (¥40,750)
	第12年	£190 (¥45,220)	€ 620 (¥101,060)	€ 290 (¥47,270)
	第13年	£210 (¥49,980)	€ 760 (¥123,880)	€ 330 (¥53,790)
	第14年	£230 (¥54,740)	€ 910 (¥148,330)	€ 380 (¥61,940)
	第15年	£250 (¥59,500)	€ 1,060 (¥172,780)	€ 430 (¥70,090)
	第16年	£270 (¥64,260)	€ 1,230 (¥200,490)	€ 490 (¥79,870)
	第17年	£300 (¥71,400)	€ 1,410 (¥229,830)	€ 550 (¥89,650)
	第18年	£330 (¥78,540)	€ 1,590 (¥259,170)	€ 620 (¥101,060)
	第19年	£360 (¥85,680)	€ 1,760 (¥286,880)	€ 690 (¥112,470)
	第20年	£400 (¥95,200)	€ 1,940 (¥316,220)	€ 760 (¥123,880)
	第21年			
	第22年			
	第23年			
	第24年			
第25年				
特許権 存続期間		出願日から20年	出願日の翌日から20年	出願日から20年
通貨換算率		£1: ¥238	€1: ¥163	€1: ¥163
備 考		※EP0出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許を出願した年を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。	※EP0出願でフランスを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許を出願した年を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。	※EP0出願でフランスを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許を出願した年を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。 ※※自然人、非営利団体及び従業員1000人未満の中小企業は、上記料金の半額。

国 別	E P O		カ ナ ダ		米 国	
経 費	2008. 4. 1		2004. 1. 1		2007. 9. 30	
最 低 必 要 費 用	出願料	紙 € 180 (¥29,340) 電子 € 100 (¥16,300)	C\$400 (¥46,000)		US\$310 (¥36,270)	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 調査料 € 1,050 指定料 € 85 /1国 (7カ国分支払うと全締約国を指定したとみなされる) <2009年4月1日以降> € 500 (一律) (みなし全指定導入のため) 審査請求料 € 1,405 特許付与料 <ul style="list-style-type: none"> 35頁まで € 790 35頁を超える場合 € 12 /1頁 ※2009年4月以降、35頁超過料は出願料と共に納付する。 クレーム料 <ul style="list-style-type: none"> 15項を超えるクレーム € 200 /1項 <2009年4月1日以降> <ul style="list-style-type: none"> 16~50項まで € 200 /1項 50項を超えるクレーム € 500 /1項 	<ul style="list-style-type: none"> 審査請求料 C\$800 特許登録料 C\$300 超過ページ料 C\$6 /1頁 (明細書及び図面が100ページを超える場合) 		出願料付加分 <ul style="list-style-type: none"> 超過ページ料 US\$260 /50頁 (100ページを超える場合) 3項を超える独立クレーム US\$210 /1項 20項を超えるクレーム US\$50 /1項 多項従属クレームがある場合 US\$370 サーチ料 US\$510 審査料 US\$210 公開手数料 US\$300 特許発行料 US\$1,440 	
年 金 (特 許 料 等)	出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		登録した年を第1年目とする	
	第1年					
	第2年					
	第3年	€ 400 (¥65,200)	C\$100 (¥11,500)	C\$100 (¥11,500)	3年6ヶ月以内に	US\$930 (¥108,810)
	第4年	€ 500 (¥81,500)	C\$100 (¥11,500)	C\$100 (¥11,500)		
	第5年	€ 700 (¥114,100)	C\$100 (¥11,500)	C\$100 (¥11,500)		
	第6年	€ 900 (¥146,700)	C\$200 (¥23,000)	C\$200 (¥23,000)	7年6ヶ月以内に	US\$2,360 (¥276,120)
	第7年	€ 1,000 (¥163,000)	C\$200 (¥23,000)	C\$200 (¥23,000)		
	第8年	€ 1,100 (¥179,300)	C\$200 (¥23,000)	C\$200 (¥23,000)		
	第9年	€ 1,200 (¥195,600)	C\$200 (¥23,000)	C\$200 (¥23,000)		
	第10年	€ 1,350 (¥220,050)	C\$200 (¥23,000)	C\$200 (¥23,000)		
	第11年	€ 1,350 (¥220,050)	C\$250 (¥28,750)	C\$250 (¥28,750)	11年6ヶ月以内に	US\$3,910 (¥457,470)
	第12年	€ 1,350 (¥220,050)	C\$250 (¥28,750)	C\$250 (¥28,750)		
	第13年	€ 1,350 (¥220,050)	C\$250 (¥28,750)	C\$250 (¥28,750)		
	第14年	€ 1,350 (¥220,050)	C\$250 (¥28,750)	C\$250 (¥28,750)		
	第15年	€ 1,350 (¥220,050)	C\$250 (¥28,750)	C\$250 (¥28,750)		
	第16年	€ 1,350 (¥220,050)	C\$450 (¥51,750)	C\$450 (¥51,750)		
	第17年	€ 1,350 (¥220,050)	C\$450 (¥51,750)	C\$450 (¥51,750)		
	第18年	€ 1,350 (¥220,050)	C\$450 (¥51,750)	C\$450 (¥51,750)		
	第19年	€ 1,350 (¥220,050)	C\$450 (¥51,750)	C\$450 (¥51,750)		
	第20年	€ 1,350 (¥220,050)	C\$450 (¥51,750)	C\$450 (¥51,750)		
	第21年					
	第22年					
	第23年					
	第24年					
第25年						
特許権 存続期間	出願日から20年		出願日から20年 *1		出願日から20年 *1	
通貨換算率	€1: ¥163		C\$1: ¥115		US\$1: ¥117	
備 考	※上記特許料の欄の金額は、登録までにEPOに支払う維持料であり、特許料は指定された各国にそれぞれ支払う必要がある。		※小企業、個人については上記の料金の半額。 *1:1989年10月1日前の出願は特許発行日から17年間。		※小企業、個人、非営利団体については上記の料金は半額。 *1:1995年6月8日前の出願は特許日から17年又は出願日から20年のいずれか遅く終了する方の期間。	

国 別	中 華 人 民 共 和 国	大 韓 民 国	台 湾
経 費	2005. 7. 1	2006. 5. 1	2004. 7. 1
最 低 必 要 費 用	出願料 900元 (¥14,400)	W38,000 (¥4,788)	NT\$3,500 (¥12,490)
そ の 他	出願時の付加料 ・ 31頁から300頁まで 50元 /1頁 ・ 300頁を超える場合 100元 /1頁 ・ 10項を超えるクレーム 150元 /1項 ・ 審査請求料 2500元 ・ 特許登録料 255元 ・ 出願維持年金*1 300元 /年 ・ 公開料 50元	出願時の付加料 ・ 紙出願の場合 W1,000 /1頁*1 ・ 優先権主張 (1の主張毎に) W20,000 ・ 審査請求料 W109,000 ・ 付加料(クレーム毎) W32,000 /1項 ・ 特許登録料 W81,000 (1~3年度年金) ・ 付加料(クレーム毎) W54,000 /1項	・ 審査請求料 NT\$8,000 (図面を含む明細書の頁数が50頁を超える場合) NT\$500 /50頁 ・ 特許発行料 NT\$1,000
年 金 (特 許 料 等)	出願した年を第1年目とする	登録した年を第1年目とする	公告した年を第1年目とする
	第1年 900元 (¥14,400)		NT\$2,500 (¥8,921)
	第2年 900元 (¥14,400)		NT\$2,500 (¥8,921)
	第3年 900元 (¥14,400)		NT\$2,500 (¥8,921)
	第4年 1200元 (¥19,200)	W60,000 (¥7,560)	NT\$5,000 (¥17,843)
	第5年 1200元 (¥19,200)	+W25,000 (+¥3150)	NT\$5,000 (¥17,843)
	第6年 1200元 (¥19,200)	×クレーム数/年 ×クレーム数/年	NT\$5,000 (¥17,843)
	第7年 2000元 (¥32,000)	W120,000 (¥15,120)	NT\$9,000 (¥32,117)
	第8年 2000元 (¥32,000)	+W40,000 (+¥50,400)	NT\$9,000 (¥32,117)
	第9年 2000元 (¥32,000)	×クレーム数/年 ×クレーム数/年	NT\$9,000 (¥32,117)
	第10年 4000元 (¥64,000)	W240,000 (¥30,240)	NT\$18,000 (¥64,233)
	第11年 4000元 (¥64,000)	+W55,000 (+¥6,930)	NT\$18,000 (¥64,233)
	第12年 4000元 (¥64,000)	×クレーム数/年 ×クレーム数/年	NT\$18,000 (¥64,233)
	第13年 6000元 (¥96,000)		NT\$18,000 (¥64,233)
	第14年 6000元 (¥96,000)		NT\$18,000 (¥64,233)
	第15年 6000元 (¥96,000)		NT\$18,000 (¥64,233)
	第16年 8000元 (¥128,000)		NT\$18,000 (¥64,233)
	第17年 8000元 (¥128,000)		NT\$18,000 (¥64,233)
	第18年 8000元 (¥128,000)	W360,000 (¥45,360)	NT\$18,000 (¥64,233)
	第19年 8000元 (¥128,000)	+W55,000 (+¥6,930)	NT\$18,000 (¥64,233)
	第20年 8000元 (¥128,000)	×クレーム数/年 ×クレーム数/年	NT\$18,000 (¥64,233)
	第21年		
	第22年		
	第23年		
	第24年		
第25年			
特許権 存続期間	出願日から20年	出願日から20年	出願日から20年
通貨換算率	1元: ¥16	W100: ¥12.6	NT\$100: ¥357
備 考	*1: 出願から2年を経過しても特許が付与されないとき、出願維持年金を納付しなければならない。(ただし、特許になった場合のみ。)	※年金の支払いは各年毎に上記合計額を支払うものとする。 *1: 明細書・図面、要約書の1頁毎。	

国 別		オーストラリア		スウェーデン	
経 費		2007. 3. 1		2005. 1. 1	
最	出願料	紙	A\$320 ¥32,320	SEK 500 (¥9,000)	
		電子	A\$290 ¥29,290		
低	その他	・ 審査請求料 A\$420 ※IPオーストラリアで既に調査されている場合 A\$300		・ 調査料 SEK 2,500 ※出願料と共に要納付。	
		・ 特許発行料 A\$140 20項を超えるクレーム A\$100 /1項		・ 10項を超えるクレーム SEK 150 /項	
必	その他			・ 特許印刷料 (8頁まで) SEK 1,100 超過ページ料 SEK 155 /頁	
年 金 (特 許 料 等)		本出願した年を1年目とする		出願した年を1年目とする。	
	第1年				
	第2年				
	第3年			SEK 800	(¥14,400)
	第4年			SEK 700	(¥12,600)
	第5年	A\$250	(¥25,250)	SEK 900	(¥16,200)
	第6年	A\$250	(¥25,250)	SEK 1,100	(¥19,800)
	第7年	A\$250	(¥25,250)	SEK 1,350	(¥24,300)
	第8年	A\$250	(¥25,250)	SEK 1,600	(¥28,800)
	第9年	A\$250	(¥25,250)	SEK 1,900	(¥34,200)
	第10年	A\$400	(¥40,400)	SEK 2,250	(¥40,500)
	第11年	A\$400	(¥40,400)	SEK 2,500	(¥45,000)
	第12年	A\$400	(¥40,400)	SEK 2,700	(¥48,600)
	第13年	A\$400	(¥40,400)	SEK 2,850	(¥51,300)
	第14年	A\$400	(¥40,400)	SEK 3,050	(¥54,900)
	第15年	A\$900	(¥90,900)	SEK 3,300	(¥59,400)
	第16年	A\$900	(¥90,900)	SEK 3,550	(¥63,900)
	第17年	A\$900	(¥90,900)	SEK 3,800	(¥68,400)
	第18年	A\$900	(¥90,900)	SEK 4,050	(¥72,900)
	第19年	A\$900	(¥90,900)	SEK 4,300	(¥77,400)
	第20年			SEK 4,500	(¥81,000)
	第21年				
	第22年				
	第23年				
	第24年				
	第25年				
特許権 存続期間		本出願の出願日から20年		出願日から20年	
通貨換算率		A\$1: ¥101		SEK1: ¥18	
備 考		※上記は“a standard patent”取得時に かかる費用。			

注1: この表の通貨換算率は、平成19年12月20日付け「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」(日本銀行ホームページより)による。

注2: 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係 (Eメール: PA0842@jpo.go.jp) までご連絡いただくと幸いです。 なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際課